

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次の四号を加える。

五十七 アニリン

五十八 ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩

五十九 ペルフルオロ（オクタンーースルホン酸）（別名PFOS）及びその塩

六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附 則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

理由

アニリン等による水質の汚濁を防止するため、これらの物質を指定物質として指定する必要があるからである。